

福 議 委 号
平成28年10月19日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

総務教育常任委員会
委員長 川 村 明 雄

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会6月会議（平成28年6月21日）において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第147条の規定により、下記のとおり報告する。

記

調査事件	4 その他所管に関する事項について (新たなまちづくり法人設立について)
調査期間	平成28年10月14日（1日間）
出席委員	委員長 川 村 明 雄 副委員長 木 村 隆 雄 委員 滝 川 明 子 委員 平 野 隆 雄 委員 溝 部 幸 基
欠席委員	委員 佐 藤 孝 男
委員外議員	議員 花 田 勇 議員 熊 野 茂 夫
出席説明員	町 長 鳴 海 清 春 副町長 高 木 壽 彦 総務課長 工 藤 泰 広 総務課参事 小 鹿 一 憲 企画課長 前 田 勝 昭 産業課長 阿 石 秀 二 産業参事(商工観光) 花 田 雅 大 産業課主幹(水産) 阿 石 川 秀 教 福祉課長 石 岡 大 志 地域おこし協力隊 川 端 文
議会事務局職員	局長 谷 藤 悟 議事係長 澤 田 元 気 次 長 鍋 谷 浩 行

[委員会意見]

調査事件 4 その他所管に関する事項について（新たなまちづくり法人 設立について）

（平成 28 年 10 月 5 日調査）

本事件については前回調査（平成 28 年 8 月 1 日開催）において、新たなまちづくり法人設立の概要・運営内容の骨子等の確認をし、町の支援内容等を調査した結果、設立準備会のこれまでの取り組み状況から、民間主導での理想的な体制のスタートは難しく、町長が考える新法人の在り方（体制・認識等）が十分共有されていない印象を受けるとともに、示された資料の内容（収支計画の積算根拠等）に不明な点があることから継続調査とした。

また、前回調査後、町では法人設立に必要な基金の募集のため町内産業団体等へ事業説明を行ったとのことであり、加入者(賛同者)の状況や前回調査の委員会意見に対する町の考え方が示されたことからその内容を調査したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

【調査の論点と意見】

（1）法人の設立について

新たなまちづくり法人の設立については、人口減少の現状や人口ビジョンへの対応として人口の現状維持あるいは人口増を目指す大きな政策の柱であり、平成 29 年 4 月事業開始に対応するため本年 11 月に法人を設立することについては一定の理解をする。

しかし、前回（8 月 1 日）の委員会意見でも指摘しているが、今回の委員会資料において示された事業計画、初期投資を含めた収支計画についてもその積算根拠等に不明瞭な点が多いことから、さらに詳細な資料が必要と思慮する。

（2）資料の提出について

今回示された資料では、定例会 10 月会議において法人設立に関する補正予算の提案が予定されているが、上記で指摘のとおり今回示された資料では案件について審議するには不十分である。

10 月会議の審議にあたっては、今回の委員会において指摘された事項（事業収入の考え方、平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月までの初期投資を含めた当面の収支計画等）について、議案説明資料として提示されなければ、議会として、町の出資（1 千万円）・各種の助成措置を含めた本案件の議決に対する町民への説明責任を果たすことができないものと思慮されることから、十分対処されるよう求める。

（3）事務局体制について

法人の運営上重要となる事務局体制については、事務局長を含め3人体制としており、事務局長については決定するまで副町長が務めるとの説明であるが、法人運営が成功するかどうかは事務局体制がしっかり機能することが最重点課題であるとする。また、法人の事業内容にある観光協会業務などはイベント等、現場での対応が多く副町長の兼務では対応しきれないことが危惧されることから、早急に事務局長の確保及び事務局体制の確立を図りたい。

事務局長の選定にあたっては、新たな地域おこし協力隊員の募集と合わせて、町外からのI・Uターン者の採用を検討されたい。

(4) 法人設立後の行政サポートについて

当初計画していた事業（クルージング等）が先送りとなったことで事業内容が公益的事業に限定されたため、法人運営が軌道に乗るまでは行政のサポートが必要不可欠と考える。資料では行政サポートとして役場庁舎の一部スペースを無償貸与する等が挙げられているが、法人設立後想定されるサポート内容（人的協力・財源支援等）について整理されたい。

(5) 町内賛同者へのアプローチについて

前回委員会終了後、町長・副町長が法人設立趣旨の説明と出資の依頼のため町内産業団体等を回った結果、法人設立に当って30名から出資の賛同を得たものの、出資額は未定とのことであり、想定している基金2千万円に達するかは不明との説明であった。新法人の趣旨（目的）が民間主導によるまちづくりであることから、引き続き町内企業等へのアプローチを行い賛同者や基金の確保に努められたい。

(6) 指定管理者の選定について

法人の主な業務は町施設の指定管理受託となっており、説明では今後公募の条件等を決めるとのことであるが、町が示した資料の内容は指定管理者の受託を前提として収支計画が立てられており、実質的に公募とならないことが思慮される。また、定款の目的には(1)「福島町公共施設管理事業（指定管理者制度）」と記載されているが、社団法人設立の主旨、町の指定管理者制度の在り方からも疑義があり、「各種施設管理事業」等と修正を検討されたい。福島町指定管理者制度の運用については、ガイドラインで「原則公募」と規定されていることから、制度の主旨に逆行することの無いよう慎重な対応を求める。